

和歌山市転入型三世帯同居・近居促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における子育て環境の充実を図り本市に定住する者を増加させるため、本市の区域内に住所を有する親世帯又は子世帯と同居し、又は近居するため、住宅を取得し、本市の区域外から本市の区域内に転入する事業（以下「住宅取得事業」という。）を行う親又は子に対し、和歌山市転入型三世帯同居・近居促進事業住宅取得補助金（以下「住宅取得補助金」という。）を交付すること及び本市の区域内に住所を有する親世帯又は子世帯と同居するため、住宅のリフォーム工事を行い、本市の区域外から本市の区域内に転入する事業（以下「リフォーム事業」という。）を行う親又は子に対し、和歌山市転入型三世帯同居促進事業リフォーム補助金（以下「リフォーム補助金」という。）を交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子世帯 補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）において、同一世帯に義務教育終了前子ども（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過しない子ども（申請日において出生していない子どもであって、申請日以後に出生し、同居する予定である子どもを含む。）をいう。以下第9条第3項及び第10条第3項において同じ。）と同居している世帯をいう。
- (2) 親世帯 子世帯の世帯主又はその配偶者の2親等内の直系尊属に該当する者が含まれる世帯をいう。
- (3) 親 親世帯に属する者のうち、子世帯の世帯主又はその配偶者の2親等内の直系尊属に該当する者をいう。
- (4) 子 子世帯の世帯主又はその配偶者をいう。
- (5) 住宅 次に掲げる住宅をいう。
 - ア 親世帯又は子世帯が居住するために本市の区域内に所有する住宅
 - イ 親又は子の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅
 - ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項の規定による建築物の確認済証の交付を受けた住宅又は同法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項の規定による建築物の検査済証の交付を受けた住宅
 - エ 建築基準法に基づく耐震基準を満たしていることが建築士等により証明された住宅（昭和56年5月31日以前に建築された住宅に限る。）
- (6) 同居 同一の住宅に親世帯及び子世帯が居住することをいう。
- (7) 近居 本市の区域内において、親世帯及び子世帯が直線でおおむね2キロメートル以内の距離にある異なる住宅に居住することをいう。
- (8) 増築 既存の住宅の床面積を増やす工事を行うことをいう。
- (9) 改築 既存の住宅の間取りを変更する工事（床面積の変更を伴わない工事に限る。）を行うことをいう。
- (10) 改装 既存の住宅の内装又は外装を変更する工事（床面積及び間取りの変更を伴わない工事に限る。）を行うことをいう。

(11) リフォーム工事 住宅の増築、改築、改装及び修繕を行う工事であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

ア 親又は子が工事を行おうとする者との間で平成28年4月1日以後に当該工事に係る請負契約を締結していること。

イ 建築基準法その他の法令に基づき適正に行われた工事であること。

ウ 工事に要する費用の合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が100,000円以上であること。

（住宅取得補助金の交付）

第3条 市長は、次に掲げる要件を全て満たす親世帯又は子世帯に属する親又は子が住宅取得事業を行うときは、当該親又は子に対し、予算の範囲内において住宅取得補助金を交付するものとする。

(1) 親世帯又は子世帯を構成する全ての者が申請日において3年以上継続して本市の区域内に居住していること。

(2) 親世帯又は子世帯を構成する全ての者が申請日において1年以上継続して本市の区域外に居住した後、平成28年4月1日以後に住宅を新築し、又は売買により取得し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入の届出を行い、補助対象となる住宅で同居又は近居すること。ただし、本市の区域外に居住している際に補助対象となる住宅に係る売買契約又は工事請負契約を締結している場合は、転入の届出を行い、補助対象となる住宅以外の住宅で居住した後、補助対象となる住宅で同居又は近居することを妨げない。

(3) 親世帯及び子世帯を構成する全ての者が納期限が到来している市区町村民税を完納していること。

(4) 親世帯及び子世帯を構成する全ての者が同一の住宅について、この要綱に基づく補助金の交付の申請を行っていないこと。

(5) 親世帯及び子世帯を構成する全ての者が和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

（リフォーム補助金の交付）

第4条 市長は、次に掲げる要件を全て満たす親世帯又は子世帯に属する親又は子がリフォーム事業を行うときは、当該親又は子に対し、予算の範囲内においてリフォーム補助金を交付するものとする。

(1) 親世帯又は子世帯を構成する全ての者が申請日において3年以上継続して本市の区域内に居住していること。

(2) 親世帯又は子世帯を構成する全ての者が申請日において1年以上継続して本市の区域外に居住した後、平成28年4月1日以後に住宅のリフォーム工事を行い、新たに本市の区域内において親世帯及び子世帯を構成する全ての者が同居していること。

(3) 親世帯及び子世帯を構成する全ての者が納期限が到来している市区町村民税を完納していること。

(4) 親世帯及び子世帯を構成する全ての者が同一の住宅について、この要綱に基づく補助金の交付の申請を行っていないこと。

(5) 親世帯及び子世帯を構成する全ての者が和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28

号) 第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(住宅取得補助金の交付の対象となる経費)

第5条 住宅取得補助金の交付の対象となる経費は、親世帯又は子世帯と同居し、又は近居するための住宅の取得に直接必要な経費(当該住宅を売買により取得した場合にあっては当該住宅の売主との間で締結した売買契約における契約金額、当該住宅を新築した場合にあっては当該住宅を新築する工事を請け負う者との間で締結した請負契約における契約金額)とする。

(リフォーム補助金の交付の対象となる経費)

第6条 リフォーム補助金の交付の対象となる経費は、リフォーム工事のうち、次に掲げる工事に直接必要な経費とする。

- (1) リフォーム補助金の交付を申請しようとする者が自ら居住しようとする住宅の部分について、増築し、又は改築するための工事
- (2) 屋根、雨どい、柱、外壁その他住宅の外装を修繕し、又は塗装するための工事
- (3) 床、内壁、天井、雨戸、戸、サッシ、ふすま、畳その他住宅の外装又は内装を取り替えるための工事
- (4) 電気及びガスの設備に関する工事
- (5) 便所、風呂、台所その他住宅において水を使用する設備を修繕するための工事

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事に直接必要な経費は、前項の経費とすることができない。

- (1) 敷地の造成、門、塀その他住宅の外構に関する工事
- (2) 物置、車庫、家具、家庭用電気機械器具等の設置等に関する工事
- (3) 国、和歌山県又は本市の住宅の改修に係るこの要綱による補助金以外の補助金の交付を受けた工事(和歌山市転入型三世帯同居・近居空家活用促進事業補助金及び和歌山市転居型三世帯同居・近居空家活用促進事業補助金の交付を受けた工事を除く。)

(住宅取得補助金の額)

第7条 住宅取得補助金の額は、予算の範囲内において第5条に規定する経費の実支出額に10分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)又は300,000円のうちいずれか少ない額とする。

(リフォーム補助金の額)

第8条 リフォーム補助金の額は、予算の範囲内において第6条第1項に規定する経費の実支出額に10分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)又は300,000円のうちいずれか少ない額とする。

(住宅取得補助金の交付申請等)

第9条 第3条の規定による住宅取得補助金の交付に係る規則第3条の規定による申請においては、市長は、同条の規定による補助事業等に関する事業計画書及び収支予算書の添付を省略させるものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、規則第12条の規定による報告を省略させるものとする。

3 規則第3条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 親世帯を構成する者のうち、子世帯の世帯主又はその配偶者の2親等内の直系尊属に該当する者と子世帯の世帯主又はその配偶者の関係を証明できる戸籍謄本その他の書類

- (2) 戸籍の附票その他の親世帯又は子世帯を構成する者が本市の区域外に継続して1年以上居住していたことを証明する書類
 - (3) 親世帯及び子世帯の世帯全員の住民票の写し
 - (4) 納期限が到来している市町村税（特別区税を含み本市が賦課徴収するものを除く。）に未納がないことを証明する書類
 - (5) 住宅の登記簿の全部事項証明書
 - (6) 住宅の建築基準法第6条第4項の規定により交付を受けた確認済証（当該住宅を売買により取得した場合に限る。）
 - (7) 住宅の建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定により交付を受けた検査済証（当該住宅を新築した場合に限る。）
 - (8) 住宅の耐震基準適合証明書（当該住宅が昭和56年5月31日以前に建築された住宅である場合に限る。）
 - (9) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し
 - (10) 住宅に係る売買代金又は工事請負代金の領収証等の写し
 - (11) 義務教育修了前子どもに出産予定の子どもが含まれる場合にあつては、母子健康手帳その他の出産を予定していることが分かる書類の写し
 - (12) 同意書（親世帯及び子世帯を構成する全ての者について作成されたものに限る。）（別記様式第1号）
- 4 住宅取得事業に係る補助金の交付の申請は、住宅の所有権保存登記日若しくは所有権移転登記日又は住民基本台帳法第22条第1項の規定による転入をした日のうち最も遅い日から起算して30日を経過した日までに行わなければならない。ただし、住宅の所有権保存登記日又は所有権移転登記日から住民基本台帳法第22条第1項の規定による転入をした日まで（本文に規定する最も遅い日が住宅の所有権保存登記日又は所有権移転登記日である場合にあつては、住民基本台帳法第22条第1項の規定による転入をした日から住宅の所有権保存登記日又は所有権移転登記日まで）の期間は、1年以内でなければならない。
- 5 市長は、規則第4条第1項の規定による調査及び規則第13条の規定による調査については、これらに係る手続を併合して行うものとする。規則第6条の規定による通知及び規則第13条の規定による通知についても、同様とする。
- 6 前項の通知は、和歌山市転入型三世代同居・近居促進事業補助金交付決定及び確定通知書（別記様式第2号）により行うものとする。
- 7 市長は、住宅取得補助金を交付しないことを決定したときは、速やかにその旨を和歌山市転入型三世代同居・近居促進事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により住宅取得補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。
- （リフォーム補助金の交付申請等）
- 第10条 第4条の規定によるリフォーム補助金の交付に係る規則第3条の規定による申請においては、市長は、同条の規定による補助事業等に関する事業計画書及び収支予算書の添付を省略させるものとする。
- 2 市長は、前項に規定する申請があつたときは、規則第12条の規定による報告を省略させるものとする。
- 3 規則第3条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 親世帯を構成する者のうち、子世帯の世帯主又はその配偶者の2親等内の直系尊属に該当する者と子世帯の世帯主又はその配偶者の関係を証明できる戸籍謄本その他の書類
 - (2) 戸籍の附票その他の親世帯又は子世帯を構成する者が本市の区域外に継続して1年以上居住していたことを証明する書類
 - (3) 親世帯及び子世帯の世帯全員の住民票の写し
 - (4) 納期限が到来している市町村税（特別区税を含み本市が賦課徴収するものを除く。）に未納がないことを証明する書類
 - (5) リフォーム工事を実施した後の住宅の登記簿の全部事項証明書
 - (6) リフォーム工事を実施する前の住宅の建築基準法第6条第4項の規定により交付を受けた確認済証
 - (7) リフォーム工事を実施した後の住宅の建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定により交付を受けた検査済証
 - (8) リフォーム工事を実施した後の住宅の耐震基準適合証明書（当該住宅が昭和56年5月31日以前に建築された住宅である場合に限る。）
 - (9) 実施したリフォーム工事の請負契約書の写し
 - (10) 実施したリフォーム工事の請負代金の領収証等の写し
 - (11) 平面図、立面図その他の実施したリフォーム工事の内容が分かる書類の写し
 - (12) リフォーム工事を実施した部分の施工前及び施工後の状態が確認できる写真
 - (13) 義務教育修了前子どもに出生予定の子どもが含まれる場合にあっては、母子健康手帳その他の出生を予定していることが分かる書類の写し
 - (14) 同意書（親世帯及び子世帯を構成する全ての者について作成されたものに限る。）
- 4 リフォーム事業に係る補助金の交付の申請は、リフォーム工事の請負代金の支払日又は住民基本台帳法第22条第1項の規定による転入をした日のうちいずれか遅い日から起算して30日を経過した日までに行わなければならない。ただし、リフォーム工事の請負代金の支払日から住民基本台帳法第22条第1項の規定による転入をした日まで（本文に規定するいずれか遅い日がリフォーム工事の請負代金の支払日である場合にあっては、住民基本台帳法第22条第1項の規定による転入をした日からリフォーム工事の請負代金の支払日まで）の期間は、1年以内でなければならない。
- 5 市長は、規則第4条第1項の規定による調査及び規則第13条の規定による調査については、これらに係る手続を併合して行うものとする。規則第6条の規定による通知及び規則第13条の規定による通知についても、同様とする。
- 6 前項の通知は、和歌山市転入型三世代同居・近居促進事業補助金交付決定及び確定通知書により行うものとする。
- 7 市長は、リフォーム補助金を交付しないことを決定したときは、速やかにその旨を和歌山市転入型三世代同居・近居促進事業補助金不交付決定通知書によりリフォーム補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日以後に住宅取得事業又はリフォーム事業を行った者に対する住宅取得補助金又はリフォーム補助金の交付について適用する。

3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成31年3月19日）

この要綱は、平成31年3月19日から施行する。

附 則（平成31年3月28日）

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

附 則（令和2年3月24日）

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

附 則（令和3年3月16日）

この要綱は、令和3年3月16日から施行する。

附 則（令和4年3月24日）

この要綱は、令和4年3月24日から施行する。

附 則（令和5年3月30日）

この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

附 則（令和6年3月27日）

この要綱は、令和6年3月27日から施行する。

同意書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

同意者 住 所
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日
電話番号

同意者 住 所
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日
電話番号

同意者 住 所
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日
電話番号

同意者 住 所
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日
電話番号

同意者 住 所
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日
電話番号

和歌山市転入型三世帯同居・近居促進事業補助金の交付の決定をするために必要な範囲内で、和歌山市が同意者の住民登録の状況及び市区町村民税の納付状況を調査することに同意します。

加えて、和歌山市転入型三世帯同居・近居促進事業補助金の交付の決定をするに当たり、同意者が和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当するかどうかを調査するため、和歌山市が同意者の住所、氏名及び生年月日に関する情報を和歌山県警察に提供し、照会することに同意します。

和歌山市転入型三世帯同居・近居促進事業補助金交付決定及び確定通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山市長



年 月 日付けで申請のあった和歌山市転入型三世帯同居・近居促進事業補助金の交付について、次のとおり決定し、和歌山市転入型三世帯同居・近居促進事業補助金の額を確定したので通知します。

補助年度	年度	補助事業等の名称	和歌山市転入型三世帯同居・近居促進事業
補助金の交付 確定金額	住宅取得補助金		円
	リフォーム補助金		円
交付条件			

注意事項 この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができます。

別記様式第3号（第9条、第10条関係）

和歌山市転入型三世同居・近居促進事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山市長



年 月 日付けで申請のあった和歌山市転入型三世同居・近居促進事業補助金の
交付について、次のとおり決定したので通知します。

（交付を申請した補助金の種類）※該当する補助金の名称を○で囲むこと。

住宅取得補助金

リフォーム補助金

（不交付の理由）